

物品、委託役務関係の  
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年3月1日  
大 阪 府

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の区域変更を受けた  
委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて**

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達の対応については、令和3年1月14日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて」によりお知らせしたところです。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、令和3年3月1日以降に緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、本府についてはその措置が解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年3月1日以降についても、これまでの取扱いを継続することとしましたので、お知らせします。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL06-6941-0351（内線5375）